



神奈川県企業誘致施策  
「セレクト神奈川NEXT」

令和元年11月  
(令和3年1月改定)  
(令和6年4月改定)

神奈川県

# 神奈川県企業誘致施策「セレクト神奈川NEXT」

県内経済の活性化と雇用の創出を目指し、持続的な県経済の発展を実現するためには、引き続き、企業誘致を推進していく必要がある。

そこで、これまでの企業誘致施策「セレクト神奈川NEXT」を拡充の上、延長し、引き続き市場の創出や拡大が見込まれる成長産業の企業の立地の促進と、高度な産業集積の維持・発展を図る。

## 1 施策の方向性

- これまでの施策と同様に、今後の成長が見込まれる産業の企業等をターゲットとして誘致を進める。令和6年度以降は、「脱炭素関連産業」を新たに対象産業に加える。
- 引き続き、国家戦略特区等の推進など、県の施策との連携を図るほか、脱炭素社会の実現に向けた企業の取組の促進を図る。
- 新規立地及び県内企業の再投資への支援策を継続するとともに、大規模事業所の規模縮小や県外流出を防止するため、一定規模以上の設備投資に対する支援を追加する。
- 限りある財源の中で、中小企業への手厚い支援を継続する。
- 県内の企業立地件数の地域による偏りの解消に向けて、特定の地域を対象に支援対象を追加した「地域振興型産業」を拡充するとともに、宿泊施設については、地域を限定して支援要件の緩和を継続する。
- 人口減少、労働力不足が進む中、生産性向上に取り組む企業動向を踏まえて雇用要件を緩和する。
- 雇用効果の高い研究所の立地促進に向けた対象を拡充する。

## 2 実施目標

本施策は、「新かながわグランドデザイン実施計画」のプロジェクトの数値目標である「企業立地支援件数」を達成するための施策として位置付ける。景気の先行きについて不透明感がある中、令和元年度から4年度の実績件数（4年間で200件）を維持していくことをめざし、企業立地支援件数を令和6年度から9年度までの4年間で200件（延長後の取組期間中の累計）とすることを目標とする。

## 3 取組期間

令和元年11月1日から令和10年3月31日まで（令和6年4月1日から4年間延長）

## 4 施策の内容

### （1）支援の対象とする産業・業種

#### ア 対象とする産業分野

未病関連産業、ロボット関連産業、観光関連産業、先端素材関連産業、先端医療関連産業、IT/エレクトロニクス関連産業、輸送用機械器具関連産業、地域振興型産業（横須賀三浦及び県西地域）、脱炭素関連産業

※研究所の場合、全産業分野が対象。

#### イ 対象とする業種

「製造業」、「電気業（発電所に限る）」、「情報通信業」、「卸売業（ファブレス企業に限る）」、「小売業（デューティーフリーショップに限る）」、「学術研究、

専門・技術サービス業」、「宿泊業（旅館、ホテルに限る）」、「娯楽業（テーマパークに限る）」

※ 地域振興型産業の対象業種

製造業（食料品、飲料、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具）

※ 大規模設備投資の対象業種

製造業（食料品、飲料、石油製品・石炭製品、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具）

## （２）立地を促進するための支援策

### ア 支援策の対象とする企業の要件

（企業誘致促進賃料補助金及び外国企業立上げ支援補助金を除く）

	全業種（宿泊施設を除く）	宿泊施設（旅館、ホテル）
投資額	大企業 20億円以上 中小企業 5千万円以上 ※ 大規模設備投資の場合は、40億円以上	—
雇用人数	大企業 30人以上 中小企業 10人以上 ※大規模設備投資の場合は、60名以上 ※ 非常用雇用者2人を常用雇用者1人とみなす（ただし、当該非常用雇用者の換算後人数は、常用雇用者数に占める割合50%未満とすること。）	—
その他	小売業は、関税法第42条に基づく保税蔵置場の許可を受けること	① 客室数100室以上（横浜・川崎地域） 客室数30室以上（その他の地域（※）） ② 平均客室面積20㎡以上 ③ 国際観光ホテル整備法に規定するホテル、旅館の施設基準を満たすこと ④ 日本政府観光局認定外国人観光案内所の設置の要件を満たすこと
	「2050年脱炭素化」への取組を表明し、脱炭素化に係る取組を行うこと	

※ その他の地域での立地に際しては、総客室面積が600㎡以上で、②から④までの要件を満たす施設についても対象とする

立地に当たっては、個別事業計画ごとに事前に市町村の意向を確認し、支援の可否を決定する

### イ 支援策の内容

#### （ア）企業立地促進補助金

土地・建物・設備への投資額に一定割合を乗じた金額を上限額の範囲内で補助する。

支援対象：県外からの立地、県内再投資

（一定規模以上の設備投資については設備のみの投資も対象）

補助額：[大企業]投資額の3%、上限5億円

[中小企業]投資額の6%、上限5億円

次の要件を満たす場合は[大企業]投資額の6%、上限10億円  
[中小企業]投資額の12%、上限10億円

- 特区制度等を活用する場合
- 観光関連産業（旅館、ホテル）
  - ・ 客室面積が平均40㎡以上、かつ、リムジンバスの発着所を設置すること

(イ) 企業誘致促進賃料補助金

多様な立地形態に合わせた支援を行うため、賃貸借によりオフィス等を設置する場合に、その賃料を補助し、県内への定着を図る。

支援対象：県外からの立地、県内再投資（外国企業に限る）

要件：雇用人数 [大企業]30人以上  
[中小企業]10人以上

- ※ 外国企業にあつては、常用雇用者5人以上（うち少なくとも3人は日本人又は定住者等）
  - ※ 非常用雇用者2人を常用雇用者1人とみなす（ただし、当該非常用雇用者の換算後人数は、常用雇用者数に占める割合を50%未満とすること。）。
  - ※ 横須賀三浦及び県西地域に立地する中小企業にあつては5人以上
- 補助額：賃料月額額の1/3、補助期間6か月、上限600万円  
特区制度等を活用する場合は賃料月額額の1/2、補助期間6か月、上限900万円

(ウ) 企業立地促進融資

県が金融機関へ利子補給を行い、金融機関が超長期・固定の低利融資を実施し、立地のインセンティブを高める。

支援対象：県外からの立地、県内再投資

（いずれも中小企業、中堅企業（資本金10億円未満の企業）に限る）

融資額：最大10億円で事業費の80%以内

融資期間：20年以内（2年以内の据置期間含む）

利率：15年以内 1.2%以内  
15年超20年以内 1.7%以内

次の要件を満たす場合は

利率：15年以内 0.9%以内  
15年超20年以内 1.4%以内

- 特区制度等を活用する場合
- 観光関連産業（旅館、ホテル）
  - ・ 客室面積が平均40㎡以上、かつ、リムジンバスの発着所を設置すること

(エ) 税制措置

企業の立地を促進するため、取得不動産の不動産取得税を2分の1軽減する。  
なお、都市再生緊急整備地域では、地域決定型地方税制特例措置を活用し、不動産取得税をさらに10分の3又は10分の6軽減することにより、最大で5分の4を軽減する。

支援対象：県外からの立地、県内再投資

(4) 外国企業立上げ支援補助金

外国企業による日本法人の立上げを支援するため、専門家によるコンサルティングや会社設立手続き等に係る費用の一部を補助する。

補助金額：拠点設立時の経費の2分の1（上限200万円）

(3) その他の経済的インセンティブ

ア 神奈川県営水道利用加入金の減額制度

「セレクト神奈川NEXT」の事業認定を受けた企業が県営水道の給水区域に水道の新設等を行う場合、その水道利用加入金の50%を減額する。

イ 試験計測及び機器使用における手数料などの減免制度

「セレクト神奈川NEXT」の事業認定を受けた中小企業が（地独）産業技術総合研究所で試験計測および機器使用を行う場合、その手数料の50%を年間最大50万円の範囲で減免する。

(4) 経済的インセンティブ以外の支援策

ア 企業への充実したサポート体制

企業が本県への立地を相談した場合に、用地情報の提供、人材確保育成支援、立地に係る諸手続や環境アセスメントに関する相談対応等の各種サービスを一元的に受けられる体制を整備し、企業ごとに担当職員を決めて、きめ細やかな対応を行う。

イ 企業の立地に向けた環境整備

市街化調整区域のうちインターチェンジ周辺の幹線道路沿線等に工場の立地を認めるなど、土地利用の規制緩和等による産業用地の確保や、交通インフラの整備など、神奈川に立地するメリットを向上させるための取組を行う。